

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	28	府省庁名	国土交通省																
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																		
要望項目名	国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）																		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内路線に就航する航空機 （離島路線就航機に係る固定資産税の特例措置の対象となるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）</p> <p>・ 特例措置の内容 課税標準の特例措置（以下）の適用期間を2年間延長する。</p> <table border="0"> <tr> <td>最大離陸重量</td> <td>200 t 以上</td> <td>最初の3年度分</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200 t 未満 50 t 以上^{※1}</td> <td>最初の5年度分</td> <td>2/5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50 t 未満 30 t 以上^{※2}</td> <td>初年度 3/8、その後の4年度分</td> <td>2/5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30 t 未満^{※2}</td> <td>最初の5年度分</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>※1 地方路線就航時間割合が2/3以上の航空機に限る（2/3未満の航空機は最大離陸重量200t以上の航空機と同率を適用。）。</p> <p>※2 地方路線就航時間割合が2/3以上かつ羽田路線及び伊丹路線の就航時間割合が1/3未満の航空機に限る（条件を満たさないものは、最大離陸重量200t以上又は200t未満50t以上の航空機と同率を適用。）。</p>			最大離陸重量	200 t 以上	最初の3年度分	2/3		200 t 未満 50 t 以上 ^{※1}	最初の5年度分	2/5		50 t 未満 30 t 以上 ^{※2}	初年度 3/8、その後の4年度分	2/5		30 t 未満 ^{※2}	最初の5年度分	1/4
最大離陸重量	200 t 以上	最初の3年度分	2/3																
	200 t 未満 50 t 以上 ^{※1}	最初の5年度分	2/5																
	50 t 未満 30 t 以上 ^{※2}	初年度 3/8、その後の4年度分	2/5																
	30 t 未満 ^{※2}	最初の5年度分	1/4																
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条第3項 地方税法施行規則附則第6条第18項、第19項、第20項及び第21項 〕																		
減収見込額	[初年度] - (▲1,492)	[平年度] - (▲2,618)	(単位：百万円)																
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について特例措置を講ずることにより、安定的な地方航空ネットワークの維持・拡大を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 国内路線は、地域経済・地域社会を支える基盤としての役割を担うものであるとともに、地方創生の観点からは、大都市圏からの交流人口・関係人口の拡大やインバウンド需要を取り込むための重要なツールとしての役割を果たすものである。</p> <p>一方で、近年、少子高齢化や地方の過疎化の急速な進展に伴い、特に地方における需要の減少、採算性の悪化が進み、路線の維持が困難な状況になっている。加えて、航空会社は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により甚大な影響を受け、航空機を退役させるなど、やむを得ず機材等の供給体制を縮減させているところ、足元では、コロナ禍からの正常化が進みつつあり、今後、更に航空需要が回復・増進した場合、必要な機材等を確保できないおそれもある。更に、国の観光立国推進基本計画（令和5～7年度）では、インバウンド回復に加え、国内交流拡大の目標を掲げているが、この達成に向けては、訪日外国人を含む国内の人流促進（大都市圏及び地域への送客）が不可欠でもある。また、航空法に基づく「航空運送事業基盤強化方針」においても、航空会社には、ポストコロナに向けた需要増加に対応するための機材導入等の成長投資を求めており、国としても航空会社と一体となって取組を進めていく必要がある。</p> <p>このように、航空会社が厳しい経営環境に置かれ、機材の退役を進めた中で、採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた国内路線全体において、安定的な地域航空ネットワークの維持・拡大を図るためには、機材導入に係る負担を軽減し、円滑な機材の増機・更新を促進するためのインセンティブが求められていることから、本特例措置の延長を要望する。</p>																		
本要望に対応する縮減案																			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する
	政策の達成目標	航空会社の機材保有に係るコストを軽減することにより、安定的な航空輸送サービスの提供を実現するとともに、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年度～令和7年度）
	同上の期間中の達成目標	令和7年度 100%（R7年度地方路線数／R5年度地方路線数）
	政策目標の達成状況	近年、大手航空会社の路線再開やLCC等の新規航空会社による新路線開設の影響などもあり、地方路線数については、令和4年度は251路線と、平成28年度の227路線と比べ24路線増加（対110%）していることから、地方路線数は維持・強化されているものと評価できる。
有効性	要望の措置の適用見込み	定期航空運送事業者（17社）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	機材保有に係るコストの軽減を図ることで、採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた国内路線全体において、その需要に応じた安定的な航空輸送サービスの提供を可能とし、利便性の高いネットワークの維持を図れるから、本特例措置は有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 航空機燃料税の軽減措置（租税特別措置法第90条の8～9） 本則 26,000円/キロメートル → 令和5～6年度 13,000円/キロメートル 令和7～8年度 15,000円/キロメートル 令和9年度 18,000円/キロメートル 沖縄路線 13,000円/キロメートル → 令和5～6年度 6,500円/キロメートル 令和7～8年度 7,500円/キロメートル 令和9年度 9,000円/キロメートル 特定離島路線 19,500円/キロメートル → 令和5～6年度 9,750円/キロメートル 令和7～8年度 11,250円/キロメートル 令和9年度 13,500円/キロメートル <p>※航空機燃料税から地方自治体へ譲与する航空機燃料譲与税の額は4,000円/キロメートル等を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機並びに航空機の装備品及び部分品等に係る関税の無税又は免除（関税定率法別表第88類、関税暫定措置法第4条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> 補助金その他 空港使用料の減免 約310億円（令和5年度試算額）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、収益性の低い路線（国管理空港と結ばれる路線に限る。）に係る着陸料を軽減することにより、国内ネットワークの維持を図ることを目的としており、一方、税制の面からも国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることにより、機材導入に係る航空会社の負担を軽減することで、安定的な航空輸送サービスの提供を図るものである。
	要望の措置の妥当性	<p>小型機のみならず、大型機・中型機も軽減対象とすることで、適時適切な機材に円滑な更新が図られることとなり、採算性の厳しい路線はもとより、幹線を含めた国内路線全体において、その需要に応じた安定的な航空輸送サービスの提供が可能となるほか、地方路線維持という目的に対しても有効なインセンティブとなる。</p> <p>また、地域ネットワークの維持による利益は、地方に限らず広く我が国の経済活動・社会生活にとって利益となることから、広く全体で負担することが公平性の観点からも妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																														
	軽減機数(機)	96	106	111	121	124																														
	軽減額(百万円)	1,942	2,273	2,534	2,794	3,528																														
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用総額 <table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>135,688,439千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>139,686,849千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>162,706,499千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>179,743,194千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>179,392,505千円</td> </tr> </table>						平成29年度	135,688,439千円	平成30年度	139,686,849千円	令和元年度	162,706,499千円	令和2年度	179,743,194千円	令和3年度	179,392,505千円																				
平成29年度	135,688,439千円																																			
平成30年度	139,686,849千円																																			
令和元年度	162,706,499千円																																			
令和2年度	179,743,194千円																																			
令和3年度	179,392,505千円																																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	当該軽減措置の適用により下表のとおり国内路線の路線維持が図られている。 <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>国内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 便数</td> <td>850</td> <td>856</td> <td>490</td> <td>647</td> <td>857</td> </tr> <tr> <td> 旅客数</td> <td>10,390</td> <td>10,187</td> <td>3,377</td> <td>4,969</td> <td>9,066</td> </tr> <tr> <td>地方路線数</td> <td>247</td> <td>251</td> <td>257</td> <td>254</td> <td>251</td> </tr> </table> ※出典：航空輸送統計年報（単位 便数：千便 旅客数：万人）						年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	国内						便数	850	856	490	647	857	旅客数	10,390	10,187	3,377	4,969	9,066	地方路線数	247	251	257	254	251
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																															
国内																																				
便数	850	856	490	647	857																															
旅客数	10,390	10,187	3,377	4,969	9,066																															
地方路線数	247	251	257	254	251																															
前回要望時の達成目標	地方路線数の前年対比維持率 令和5年度 100%（R5年度地方路線数/R4年度地方路線数）																																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地方路線数の前年対比維持率 令和4年度 98.8%（R4年度地方路線数/R3年度地方路線数） ※ 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、航空運送事業者では供給体制を縮減しているため、100%以上とならなかった。																																			
これまでの要望経緯	昭和29年度 制度創設 平成16年度 最大離陸重量130t未満の航空機に対する軽減率を拡充 平成18、20年度 各2年間延長 平成22年度 最大離陸重量引き上げ（130t→200t）、200t未満の軽減率・期間を拡充のうえ2年間延長 平成24年度 2年間延長 平成26年度 最大離陸重量50t未満の地方路線就航機（うち羽田路線及び伊丹路線を除く路線の就航時間割合が2/3以上に限る）の軽減率を拡充のうえ2年間延長 平成28、30年度 各2年間延長 令和2、4年度 各2年間延長																																			